## 神山町文化スポーツ振興奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神山町が指定する文化大会や文化事業、スポーツ大会に、小中学生や高校生が参加することにより、文化・スポーツへの関心、意欲を高め、また技術の向上及び健康増進に務めることを目的とし、個人に対して奨励金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(奨励金交付対象活動)

- 第2条 この要綱の対象となる活動は、つぎの各号に定めるものとする。ただし、県大会等の 予選大会を経ず代表となった場合は奨励対象としない。
  - (1) 国、自治体及び教育委員会が主催又は後援する文化事業で四国大会以上の大会への参加
  - (2) 国、自治体及び教育委員会が主催又は後援する四国大会以上のスポーツ大会への参加
  - (3) その他、町長が認める文化活動及びスポーツ大会への参加
  - この要綱の適用は一大会につき、一回限りとする。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の交付額は、1万円する。但し、小中学生が全国大会へ出場する場合のみ2万円とする。

(奨励金の交付申請)

- 第4条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を 大会終了後1月以内に町長に提出しなければならない。
  - (1) 奨励金交付申請書(様式第1号)
  - (2) 大会要綱及び日程を記した書類
  - (3) 代表であることを証明する書類の写し
  - (4) 大会参加報告書(様式第2号)
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 大会出場者が小学生又は中学生である場合は、所属学校長を申請者とすることができる。 (奨励金の取り消し又は返還)
- 第5条 次の各号に該当した場合は、奨励金の取り消し又は奨励金を返還するものとする。
  - (1) 大会参加を取りやめたとき。
  - (2) 大会参加資格をなくしたとき。
  - (3) 第1条の目的に該当しなくなったとき。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(神山町スポーツ振興助成金交付要綱の廃止)

2 この要綱の施行により、神山町スポーツ振興助成金交付要綱は廃止する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。